

審 査 基 準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 45 条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原 権 者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（内線 3043）
備 考：

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項	第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者(委任先)	都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標 準 处 理 期 間	14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先	営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	生活安全部生活安全企画課営業係(内線3043)
備 考	

審 査 基 準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法 令 名	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項	第 61 条第 2 項において準用する第 45 条
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原 権 者 (委任先)	都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標準処理期間	14 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先	営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問合せ先	生活安全部生活安全企画課営業係 (内線 3043)
備 考	

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項	第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者(委任先)	都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標準処理期間	14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先	営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問合せ先	生活安全部生活安全企画課営業係(内線3043)
備 考	

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項	第72条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者(委任先)	都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標準処理期間	14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先	営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	生活安全部生活安全企画課営業係(内線3043)
備 考	